

仙台市が管理する監視カメラ等の設置及び運用に関する要綱の一部改正

仙台市が管理する監視カメラ等の設置及び運用に関する要綱（平成 18 年 3 月 15 日市長決裁）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、本市の実施機関が管理する監視カメラ等の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 監視カメラ等 防災、防犯及び施設管理等の目的で特定の場所に継続的に設置されたカメラ等の装置（特定の個人を識別することができる映像_____し、かつ、当該映像_を記録する装置を備えたものに限る。）をいう。</p> <p>(2) 個人情報記録データ 監視カメラ等により撮影_____され、かつ、記録された映像_のうち、当該映像_から特定の個人を識別することができるものをいう。</p> <p>(3) 実施機関 市長、議会の議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(委託に伴う措置)</p> <p>第 3 条 実施機関は、監視カメラ等を設置し、又は管理する事務（以下「監視カメラ等に関する事務」という。）の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。）を行おうとするときは、個人情報記録データの保護のため、契約上の定め に当該委託を受けるものが遵守すべき事項を明記する等の必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、本市_____が管理する監視カメラ等の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 監視カメラ等 防災、防犯及び施設管理等の目的で特定の場所に_____設置されたカメラ等の装置（特定の個人を識別することができる映像又は録音（以下「映像等」という。）を撮影又は録音（以下「撮影等」という。）をし、かつ、当該映像等を記録する機能を備えたものに限る。）をいう。</p> <p>(2) 個人情報記録データ 監視カメラ等により撮影等がされ、かつ、記録された映像等のうち、当該映像等から特定の個人を識別することができるものをいう。</p> <p>(3) 実施機関 市長_____, 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。</p> <p>第 3 条 略</p>

(監視カメラ等の設置等)

第4条 監視カメラ等による撮影__の対象となる区域(以下「撮影__対象区域」という。)は、当該監視カメラ等の設置の目的を達成するため必要最小限度の区域とするものとする。

2 監視カメラ等のうち、撮影した__映像__を記録する装置(以下「記録装置」という。)及び記録した映像__を表示する装置(以下「表示装置」という。)は、施錠装置を備えた場所その他第三者が記録装置及び表示装置を無断で操作するおそれのない場所に設置するものとする。

3 表示装置は、実施機関の職員及び実施機関から委託を受けて監視カメラ等に関する事務に従事している者(以下「実施機関の職員等」という。)以外の者が立ち入る場所から容易に見通すことができない場所に設置するものとする。

4 実施機関は、前2項に定めるもののほか、個人情報記録データの漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止するため、監視カメラ等_____について必要な措置を講じなければならない。

5 実施機関は、撮影__対象区域の周辺の見えやすい場所に、監視カメラ等を設置している旨、当該監視カメラ等に関する事務を所管する課等の名称(次条第2項ただし書の規定を適用する場合にあっては、監視カメラ等に関する事務の委託を受けたものの名称)及びその連絡先を容易に認識できる方法により表示するものとする。ただし、撮影__対象区域の物理的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。

(管理責任者)

策5条 実施機関は、個人情報記録データの適正な取扱いを図るため、撮影__対象区域ごとに、監視カメラ等の管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

2 管理責任者は、監視カメラ等に関する事務を所管する課等の長又はこれに相当する職にある者をもって充てるものとする。ただし、監視カ

(監視カメラ等の設置等)

第4条 監視カメラ等による撮影等の対象となる区域(以下「撮影等対象区域」という。)は、当該監視カメラ等の設置の目的を達成するため必要最小限度の区域とするものとする。

2 監視カメラ等のうち、撮影等を行った映像等を記録する装置(以下「記録装置」という。)及び記録した映像等を再生する装置(以下「再生装置」という。)は、施錠装置を備えた場所その他第三者が記録装置及び再生装置を無断で操作するおそれのない場所に設置するものとする。

3 再生装置は、実施機関の職員及び実施機関から委託を受けて監視カメラ等に関する事務に従事している者(以下「実施機関の職員等」という。)以外の者が立ち入る場所から容易に見通すことができない場所に設置するものとする。

4 実施機関は、前2項に定めるもののほか、個人情報記録データの漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止するため、監視カメラ等の適正な管理_____について必要な措置を講じなければならない。

5 実施機関は、撮影等対象区域の周辺の見えやすい場所に、監視カメラ等を設置している旨、当該監視カメラ等に関する事務を所管する課等の名称(次条第2項ただし書の_____場合にあっては、監視カメラ等に関する事務の委託を受けたものの名称)及びその連絡先を容易に認識できる方法により表示するものとする。ただし、撮影等対象区域の物理的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。

(管理責任者)

策5条 実施機関は、個人情報記録データの適正な取扱いを図るため、撮影等対象区域ごとに、監視カメラ等の管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

2 管理責任者は、監視カメラ等に関する事務を所管する課等の長又はこれに相当する職にある者をもって充てるものとする。ただし、監視カ

メラ等に関する事務を委託する場合においては、実施機関は、当該委託を受けたもののうち管理責任者として相当と認められる者を管理責任者とすることができる。

- 3 管理責任者は、監視カメラ等による撮影__又は記録に係る操作を行う者（以下「操作指定者」という。）を指定するものとし、操作指定者以外の者にその操作を行わせてはならない。

（個人情報記録データの利用）

第6条 実施機関は、仙台市個人情報保護条例（平成16年仙台市条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、個人情報記録データの利用の目的を明確にしておかなければならない。

（個人情報記録データの取扱い）

第7条 実施機関は、個人情報記録データを撮影__
_____時の状態のままで保存するものとし、当該個人情報記録データを加工してはならない。ただし、監視カメラ等の技術的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。

- 2 実施機関は、個人情報記録データを記録装置の記録媒体から他の記録媒体に複写してはならない。ただし、監視カメラ等の設置の目的を達成するために必要であると実施機関が特に認めた場合又は監視カメラ等の技術的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。

- 3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報記録データを記録した記録媒体（以下「記録データ媒体」という。）を監視カメラ等の記録装置又は表示装置の設置場所以外の場所に持ち出してはならない。

- 4 個人情報記録データの保存期間は、原則として撮影_____時から1__月以内の必要最小限度の期間とする。ただし、これによりがたい事情がある場合には、監視カメラ等の設置の目的に応じ、実施機関が保存期間を別に定めるものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、第2項ただし書の規

メラ等に関する事務を委託する場合においては、実施機関は、当該委託を受けたもののうち管理責任者として相当と認められるものを管理責任者とすることができる。

- 3 管理責任者は、監視カメラ等による撮影等又は記録に係る操作を行う者（以下「操作指定者」という。）を指定するものとし、操作指定者以外の者にその操作を行わせてはならない。

（個人情報記録データの利用）

第6条 実施機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項の規定に基づき、個人情報記録データの利用の目的をできる限り特定しなければならない。

（個人情報記録データの取扱い）

第7条 実施機関は、個人情報記録データを撮影等
を行った時の状態のままで保存するものとし、当該個人情報記録データを加工してはならない。ただし、監視カメラ等の技術的な制約その他の特段の事情がある場合においては、この限りでない。

- 2 略

- 3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報記録データを記録した記録媒体（以下「記録データ媒体」という。）を監視カメラ等の記録装置又は再生装置の設置場所以外の場所に持ち出してはならない。

- 4 個人情報記録データの保存期間は、原則として撮影等を行った時から1か月以内の必要最小限度の期間とする。ただし、これによりがたい事情がある場合には、監視カメラ等の設置の目的に応じ、実施機関が保存期間を別に定めるものとする。

- 5・6 略

定により記録装置の記録媒体から他の記録媒体に複写された個人情報記録データの保存期間は、実施機関が必要と認める最小限度の期間とする。

6 実施機関は、記録データ媒体から個人情報記録データを消去する場合は、当該個人情報記録データが漏えいしないよう、当該記録データ媒体に新たな記録を上書きする等の方法により確実かつ速やかに行わなければならない。

7 実施機関は、記録データ媒体を廃棄する場合は、個人情報記録データが漏えいしないよう、破砕等の方法により確実_____に行わなければならない。

(個人情報記録データの提供の制限等)

第8条 実施機関は_____, 個人情報記録データの利用の目的以外の目的のために当該個人情報記録データを当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、条例第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(監視カメラ等に関する事務の届出)

第9条 実施機関は、監視カメラ等に関する事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、監視カメラ等に関する事務の開始・変更届出書(別記様式第1号)により_____市長に届け出るものとする。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

【新設】

2 実施機関は、監視カメラ等に関する事務を廃止したときは、遅滞なく、監視カメラ等に関する事務の廃止届出書(別記様式第2号)により_____市長に届け出るものとする。

【新設】

7 実施機関は、記録データ媒体を廃棄する場合は、個人情報記録データが漏えいしないよう、破砕等の方法により確実かつ速やかに行わなければならない。

(個人情報記録データの提供の制限等)

第8条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、個人情報記録データの利用の目的以外の目的のために当該個人情報記録データを当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、法第69条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(監視カメラ等に関する事務の届出)

第9条 実施機関は、監視カメラ等に関する事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、監視カメラ等に関する事務の開始届出書(別記様式第1号)により、その旨を市長に届け出るものとする。_____

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、監視カメラ等に関する事務の変更届出書(別記様式第2号)により、その旨を市長に届け出るものとする。

3 実施機関は、監視カメラ等に関する事務を廃止したときは、遅滞なく、監視カメラ等に関する事務の廃止届出書(別記様式第3号)により、その旨を市長に届け出るものとする。(仙台市個人情報保護審議会への報告)

第10条 市長は、定期的に、仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和5年

<p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、監視カメラ等の設置及び運用に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p> <p>別記様式第1号 略</p> <p>【新設】</p> <p>別記様式第2号 略</p>	<p><u>仙台市条例第3号) 第12条の規定により置かれる仙台市個人情報保護審議会(次項において「審議会」という。)に対して前条の規定による届出の状況について報告するものとする。</u></p> <p>2 <u>審議会は、前項の規定により報告された内容に関し疑義があると認めるときは、届出を行った実施機関に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第11条 略</p> <p>別記様式第1号 略</p> <p>別記様式第2号 略</p> <p>別記様式第3号 略</p>
--	---

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱の一部改正

指定管理者が行う公の施設の管理に関する個人情報の開示等に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日市長決裁）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）に係る指定管理者（同法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が保有する個人情報であって、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関するものの開示，訂正及び利用停止等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>仙台市個人情報保護条例（平成16年仙台市条例第49号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する</u>個人情報をいう。</p> <p><u>(2) 特定個人情報 条例第 2 条第 2 号に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(3) 実施機関 条例第 2 条第 4 号に規定する実施機関</u> _____をいう。</p> <p><u>(4) 文書等</u> 指定管理者の職員が公の施設の管理を行うに<u>あたって</u>職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって，当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして，当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし，官報，公報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第 3 条 実施機関は，指定管理者を指定するに<u>あ</u><u>た</u><u>っ</u><u>て</u>は，この要綱に定める個人情報の開示，訂</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は，本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条____第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）に係る指定管理者（同法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が保有する個人情報であって，当該指定管理者が行う公の施設の管理に関するものの開示，訂正及び利用停止__に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する</u>個人情報をいう。</p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>(2) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，公営企業管理者及び消防長</u>をいう。</p> <p><u>(3) 文書等</u> 指定管理者の職員が公の施設の管理を行うに<u>当たって</u>職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって，当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして，当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし，官報，公報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第 3 条 実施機関は，指定管理者を指定するに<u>当</u><u>た</u><u>っ</u><u>て</u>は，この要綱に定める個人情報の開示，訂</p>

において、実施機関は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 実施機関は、開示申出書の提出があったときは、直ちに指定管理者に対して開示申出に係る個人情報に記載された文書等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

6 指定管理者は、協定等において、特別の定めがある場合を除き、申出に係る個人情報に記載された文書等を実施機関に提出するものとする。

(個人情報の開示)

第6条 実施機関は、開示申出に係る個人情報に次に掲げる情報

_____のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示するものとする。

(1) 条例第17条各号に規定する情報。ただし、指定管理者が行う公の施設の管理に従事している指定管理者の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は除く。

(2) 指定管理者の職員又は職員であった者の人事管理に関する個人情報であって、開示することにより当該指定管理者の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報

(3) その他指定管理者が公の施設の管理を行うにあたり、当該管理業務の適正な実施に著しい支障を生じるおそれがある情報として協定等で特に定めた情報

2 実施機関は、開示申出に係る個人情報が前項各号の該当性を_____判断するにあたっては、開示申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議するものとする。

(個人情報の一部開示)

第7条 実施機関は、開示申出に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して

6 指定管理者は、協定等において、特別の定めがある場合を除き、開示申出に係る個人情報に記載された文書等を実施機関に提出しなければならない。

(個人情報の開示)

第6条 実施機関は、開示申出に係る個人情報に法第78条第1項に規定する不開示情報（指定管理者が行う公の施設の管理に従事している指定管理者の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を除く。以下同じ。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

【削る】

【削る】

【削る】

2 実施機関は、開示申出に係る個人情報が不開示情報に該当するか否かについて判断するに当たっては、開示申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議するものとする。

(個人情報の一部開示)

第7条 実施機関は、開示申出に係る個人情報_____に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して

は、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

—
3 実施機関は、開示申出に係る個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない場合において、開示しないとされた文書等の全部又は一部について一定の期間の経過により開示することが可能となることが明らかであるときは、その旨を書面により通知するものとする。

(_____ 期限)

第11条 **前条第1項又は第2項の通知**（以下「**開示等の通知**」という。）は、開示申出があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第5条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 _____ 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、**前項**に規定する期間を**開示申出があった日の翌日から起算して60日を限度として延長**することができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(_____ 期限の特例)

第12条 開示申出に係る個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて**開示等の通知**をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に**開示等の通知**をし、残りの個人情報については相当の期間内に**開示等の通知**をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について**開示等の通知**をする期限

は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【削る】

(**開示決定等の期限**)

第11条 **前条各項の決定**（以下「**開示決定等**」という。） _____ は、開示申出があった日から _____ 14日以内にしなければならない。ただし、第5条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 **前項の規定にかかわらず**、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、**同項**に規定する期間を**30日以内**に限り _____

_____ 延長することができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(**開示決定等の期限の特例**)

第12条 開示申出に係る個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日から44日以内 _____ にその全て について**開示決定等** をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に**開示決定等** をし、残りの個人情報については相当の期間内に**開示決定等** をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について**開示決定等** をする期限

(第三者保護に関する手続)

第13条 開示申出に係る個人情報に仙台市，国，
独立行政法人等_____，
_____，他の地方公共団体，地方
独立行政法人_____

_____及び開示申出者以外の者（以下「第
三者」という。）に関する情報が記録されている
ときは，実施機関は，開示_____をするに当たっ
て，あらかじめ，当該情報に係る第三者に対し，
開示申出に係る文書等の表示 その他必要な事項
を通知して，その意見を聞くことができる。

(開示の実施)

第14条 個人情報の開示は，当該個人情報が文書
又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの
交付により，電磁的記録に記録されているときは
視聴，閲覧，写しの交付その他電磁的記録の種
別，情報化の進展状況等を勘案して別に定める方
法により行う。

2 前項の閲覧又は視聴の方法による個人情報の
開示にあつては，実施機関は，当該個人情報が記
録された文書等の保存に支障を生ずるおそれがあ
ると認めるときその他合理的な理由があるとき
は，当該文書等の写しによりこれを行うことがで
きる。

(訂正の申出)

第15条 何人も，この要綱の規定により開示を受
けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると
思料するときは，この要綱の定めるところによ
り，当該開示に係る実施機関に対し，当該個人情
報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を
申し出ることができる。

2 第4条第2項の規定は，前項の規定による訂
正の申出（以下「訂正申出」という。）について
準用する。

(訂正申出の手続)

第16条 訂正申出は，次に掲げる事項を記載した
申出書（以下「訂正申出書」という。）を実施機
関に提出してしなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第13条 開示申出に係る個人情報に本市，国，
独立行政法人等（法第2条第9項に規定する独立
行政法人等をいう。），他の地方公共団体，地方
独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法
律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政
法人をいう。）及び開示申出者以外の者（以下

「第三者」という。）に関する情報が含まれてい
る_____ときは，実施機関は，開示決定等_____をするに当
たって，あらかじめ，当該情報に係る第三者に対
し，当該第三者に関する情報の内容_____その他必要な
事項を通知して，その意見を聞くことができる。

(開示の実施)

第14条 個人情報の開示は，当該個人情報が文
書又は図画に記録されているときは閲覧又は写し
の交付により，電磁的記録に記録されているとき
は仙台市情報公開条例施行規則（平成3年仙台市
規則第68号）第3条第1項各号に掲げる_____方
法により行う。

2 前項の閲覧_____の方法による個人情報の
開示にあつては，実施機関は，当該個人情報が記
録された文書等の保存に支障を生ずるおそれがあ
ると認めるときその他合理的な理由があるとき
は，当該文書等の写しによりこれを行うことがで
きる。

第15条 略

(訂正申出の手続)

第16条 訂正申出は，次に掲げる事項を記載した
申出書（以下「訂正申出書」という。）を実施機
関に提出してしなければならない。

(1) _____氏名及び住所_____

(2) 訂正申出に係る個人情報を特定するために必要な _____事項

(3) 訂正を求める個所及び訂正の内容

2 訂正申出をしようとする者は、実施機関に対し、その訂正の内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、訂正申出書の提出があったときは、直ちに指定管理者に対してその旨を通知するとともに、必要な調査を行わなければならない。

4 指定管理者は、前項の調査に協力しなければならない。

5 第5条第2項から第4項までの規定は、訂正申出をしようとする者に_____準用する。

(個人情報の訂正)

第17条 実施機関は、訂正申出があった場合において、_____訂正申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議のうえ、当該訂正申出に理由があると認めるときは、協定等に定めるところにより、当該訂正申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正を当該個人情報を保有する指定管理者に行わせるものとする。

(訂正申出に関する措置)

第18条 実施機関は、訂正申出に係る個人情報の訂正を_____行わせるときは_____、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正申出に係る個人情報の訂正をしないときは_____、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(_____期限)

第19条 前条の通知

_____は、訂正申出があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、第16条第5項で_____準用する第5条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、

(1) 訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正申出の趣旨及び理由

2～4 略

5 第5条第2項から第4項までの規定は、訂正申出をしようとする者について準用する。

(個人情報の訂正)

第17条 実施機関は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議のうえ、当該訂正申出に理由があると認めるときは、協定等に定めるところにより、当該訂正申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正を当該個人情報を保有する指定管理者に行わせなければならない。

(訂正申出に対する措置)

第18条 実施機関は、訂正申出に係る個人情報の訂正を指定管理者に行わせるときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正申出に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、第16条第5項において準用する第5条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、

当該期間に算入しない。

2 _____ 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を訂正申出があった日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(_____ 期限の特例)

第20条 訂正申出に係る個人情報が著しく大量であるため、訂正申出があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて訂正等の通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、訂正申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正等の通知をし、残りの個人情報については相当の期間内に訂正等の通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について訂正等の通知をする期限

(利用停止等)

第21条 何人も、公の施設を管理する指定管理者が保有する文書等に記録されている自己に関する個人情報が次の _____ いずれかに該当すると思料するときは、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し _____ 当該各号に定める措置を申し出ることができる。

- (1) 当該個人情報が、指定管理者により不当に収集され、又は _____ 利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 当該個人情報が、不当に第三者に提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による利用停止等の申出（以下「利用停止等申出」という。）について準用する。

当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り

_____ 延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第20条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。

_____ この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 略
- (2) 訂正決定等 _____ をする期限

(利用停止 _____)

第21条 何人も、この要綱の規定により開示を受けた自己に関する

個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この要綱の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。

- (1) 当該個人情報が、指定管理者により不当に保有され、取得され、又は _____ 利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 略

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による利用停止 _____ の申出（以下「利用停止申出 _____」という。）について準用する。

(利用停止等申出の手続)

第22条 利用停止等申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「利用停止等申出書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) _____氏名及び住所_____

(2) 利用停止等申出に係る個人情報を特定するために必要な_____事項

(3) 利用停止等を求める個人情報の取扱い及び利用停止等の内容

2 実施機関は、利用停止等申出書の提出があったときは、直ちに指定管理者に対してその旨を通知するとともに、必要な調査を行わなければならない。

3 指定管理者は、前項の調査に協力しなければならない。

4 第5条第2項から第4項までの規定は、利用停止等申出をしようとする者に_____準用する。

(個人情報の利用停止等)

第23条 実施機関は、利用停止等申出があった場合において、利用停止等申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議のうえ、当該申出に係る個人情報の取扱いが、条例に基づく実施機関における個人情報の取扱いと比較して、当該申出_____に理由があると認めるときは、協定等に定めるところにより、当該申出_____に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の利用停止等を当該個人情報を保有する指定管理者に行わせるものとする_____。

(利用停止等申出に関する措置)

第24条 実施機関は、利用停止等申出に係る個人情報の利用停止等を_____行わせるときは_____、利用停止等申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、利用停止等申出に係る個人情報の利用停止等をしないときは_____、利用停止等申出者に対し_____その旨を書面に

(利用停止申出の手続)

第22条 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「利用停止申出書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止申出の趣旨及び理由

2 実施機関は、利用停止申出書の提出があったときは、直ちに指定管理者に対してその旨を通知するとともに、必要な調査を行わなければならない。

3 略

4 第5条第2項から第4項までの規定は、利用停止申出をしようとする者について準用する。

(個人情報の利用停止)

第23条 実施機関は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に係る個人情報を保有している指定管理者と協議のうえ、当該_____個人情報の取扱いが、法に基づく実施機関における個人情報の取扱いと比較して、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、協定等に定めるところにより、当該利用停止申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の利用停止_____を当該個人情報を保有する指定管理者に行わせなければならない。

(利用停止申出に対する措置)

第24条 実施機関は、利用停止申出に係る個人情報の利用停止_____を指定管理者に行わせるときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止申出に係る個人情報の利用停止_____をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し_____その旨を書面に

より通知しなければならない。

(_____ 期限)

第25条 前条の通知

_____ は、利用停止等申出があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第22条第4項で _____ 準用する第5条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 _____ 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を利用停止等申出があった日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止等申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(_____ 期限の特例)

第26条 利用停止等申出に係る個人情報が著しく大量であるため、利用停止等申出があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて利用停止等の通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止等申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止等の通知をし、残りの個人情報については相当の期間内に利用停止等の通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止等申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について利用停止等の通知をする期限

(苦情の処理)

第27条 実施機関は、当該指定管理者が保有する個人情報の取扱いに関し苦情の申出があつたときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

(費用の負担)

より通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第25条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第22条第4項において準用する第5条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り _____ 延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第26条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。

_____ この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 略

(2) 利用停止決定等 _____ をする期限

(苦情の処理)

第27条 実施機関は、 _____ 指定管理者が保有する個人情報の取扱いに関し苦情の申出があつたときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

(費用の負担)

<p>第28条 この要綱の規定により、文書等の写しの交付_____</p> <p>_____を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(適用除外)</p> <p>第29条 この要綱の規定は、指定管理者が自ら定める規程等の規定により、<u>仙台市市政情報センター</u>において開示申出、訂正申出又は<u>利用停止等申出</u>ができる場合には適用しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>【新設】</p>	<p>第28条 この要綱の規定により、文書等の写しの交付<u>(電磁的記録にあつては、仙台市情報公開条例施行規則第3条第1項各号に掲げる方法を含む。)</u>を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p><u>2 前項の費用は、前納しなければならない。</u></p> <p><u>3 文書等の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第29条 この要綱の規定は、指定管理者が自ら定める規程等の規定により、<u>市政情報センター</u>_____において開示申出、訂正申出又は<u>利用停止申出</u>_____ができる場合には適用しない。</p> <p>第30条 略</p> <p><u>別表(第28条関係)</u></p> <p><u>(枠外記載※のとおり)</u></p>
--	---

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

交付の方法		単位	金額
用紙に複写又は印刷をしたもの (日本産業規格A列3番以下の大きさに限る。)	白黒印刷	用紙1枚(両面印刷の用紙を用いる場合は、片面を1枚として計算する。)	10円
	カラー印刷	用紙1枚(両面印刷の用紙を用いる場合は、片面を1枚として計算する。)	80円
電磁的記録を光ディスクに複写したもの	CD-R	ディスク1枚	100円
	DVD-R	ディスク1枚	120円
上記以外		実費相当額	

仙台市死者情報保護事務取扱要綱

(令和5年3月24日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、死者情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 特定死者情報 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、同項に規定する個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む死者情報をいう。
- (3) 死者情報提供等記録 番号法第23条第1項又は第2項の規定により記録された情報であって、死者に関するものをいう。
- (4) 実施機関 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (5) 公文書 仙台市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。

(保有の制限等)

第3条 実施機関は、死者情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。以下同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、死者情報を保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定死者情報を収集し、又は保管してはならない。

(不適正な利用の禁止)

第4条 実施機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により死者情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第5条 実施機関は、偽りその他不正の手段により死者情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、死者情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第7条 実施機関は、死者情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、死者情報を適正に管理するため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 死者情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること
- (2) 事務又は事業の執行上保有する必要がなくなった死者情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること

(職員の義務)

第8条 死者情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た死者情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために死者情報（特定死者情報を除く。以下この条及び第11条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために死者情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、死者の名誉又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 実施機関が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で死者情報を内部で利用する場合であって、当該死者情報を利用することについて相当の理由があるとき

(2) 他の行政機関、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）に死者情報を提供する場合において、死者情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る死者情報を利用し、かつ、当該死者情報を利用することについて相当の理由があるとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために死者情報を提供するとき、その他死者情報を提供することについて特別の理由があるとき

3 前項の規定は、死者情報の利用又は提供を制限する法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定死者情報（死者情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるときは、利用目的以外の目的のために特定死者情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定死者情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、死者の名誉又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

6 実施機関は、利用目的以外の目的のために死者情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

7 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定死者情報を当該実施機関以外の者に提供してはならない。

（死者情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第10条 実施機関は、利用目的のために又は前条第2項第2号若しくは第3号の規定に基づき、死者情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、死者情報の提供を受ける者に対し、提供に係る死者情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の死者情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（死者情報の提供等）

第11条 実施機関は、次の各号に掲げる者から当該実施機関の保有する公文書に記録されている死者情報で当該各号に定める情報に該当するものの提供を求められたときは、これを提供するよう努めるものとする。

(1) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報

(2) 死者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡当時において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子若しくは父母（以下この号において「配偶者等」という。）又は当該死者に配偶者等がない場合にあつては当該死者の二親等内の血族である者 次に掲げる書類に記録されている情報で当該死者の死亡の事実関係又は原因に関するもの

ア 仙台市立病院、仙台市生出診療所、仙台市秋保診療所、仙台市精神保健福祉総合センター、仙台市北部発達相談支援センター又は仙台市南部発達相談支援センターが保有している診療録その他の診療に関する記録

イ こども若者局児童相談所保護支援課が保有している診療録その他の診療に関する記録であつて、仙台市親子こころのクリニックが保有していたもの

ウ 仙台市救急業務実施規程（昭和40年仙台市消防局訓令第3号）第20条の救急記録票等

エ 仙台市火災調査規程（平成18年仙台市消防局訓令第5号）に基づき作成された書類

2 実施機関は、前項の規定により死者情報の提供を受けた者から、当該死者情報に事実の誤りがあるとして訂正を求められたとき、又は当該死者情報の取扱いが不適切であるとして利用の停止、消去若しくは提供の停止を求められたときは、当該死者情報の取扱いの不備を是正するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（仙台市個人情報保護審議会の意見の聴取）

第12条 市長は、この要綱の規定を改正し、又は廃止しようとする場合において、死者情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、あらかじめ仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和5年仙台市条例第3号）第12条の規定により置かれる仙台市個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、死者情報の取扱いに関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。